

# 国保だより

建設職能会館内  
国保組合事務局  
TEL 3260-6441  
FAX 3260-7534  
http://kenshoku-kokuho.or.jp/

## 柔道整復

### 肩こりや筋肉疲労では支給対象外

柔道整復(接骨院・整骨院)を利用する人の一部に、本来、柔道整復療養費の支給対象とならない慢性的な肩こりや、腰痛などで保険を使って施術を受けている例などが見られることから、厚労省は柔道整復の正しいかき方などを被保険者に周知するよう国保組合などの保険者に呼びかけている。

なる。

接骨院・整骨院などで保険を使って施術が受けられるのは、ねん挫や打撲など外傷性のものに限られる。また、骨折や脱臼などは、応急処置として行う場合には認められるが、そのあと施術を続けるには医師の同意が必要となる。

や打撲などの傷病名がほとんどを占める。定期的な傷病名が変わる

10回から15回以上も通院している。同一世帯で家族が何人もかかっている。長期にわたって通院を続け、一定期間を経過すると負傷部位が変わるなど、前述の対象となる事例と照らし合わせる、偶然とみるには無理がある。柔道整復の場合、患者は一部負担金のみを支払い、残りは受領委

任をすることで、患者に代わって柔道整復師から保険者に直接請求できる仕組みだ。『マッサージの上手い接骨院』という評判を聞きつけて集まった患者を困り込み、健康保険が利く病名をつけて請求を続け、県などの聞き取りや立ち入り調査で事実が判明し、県から受領委任の取扱を中止される接骨院が後を絶たない。ケガの基準が曖昧な上に、施術者側には、ケガの痛みを訴える患者を整



慰安的なマッサージはX

### 被保険者証が更新されます

平成25年4月1日付で被保険者証を一新更新し、3月中旬より所属組合を通じて交付します。(下図見本)有効期限は、平成26年3月31日までです

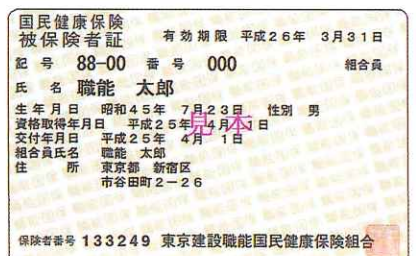
### 遠隔地被保険者証(学・職)の申請はカード化後も必要です

大学や各種専門学校等に進学または施設等に入所した場合は、遠隔地被保険者証(マルガク・マルエン)の申請が必要です。該当される方は、次の書類を添付して所属組合を通じて手続きをしてください。

申請に必要なもの  
①被保険者証  
②申請書  
③事業所の資格確認調査にご協力を  
組合員資格の適正化のため、客観的な証拠書類に基づいた事業所

### 保険料は医療費等支払の重要な財源です

個人・法人の別、業種などの確認調査を25年度も行います。直近の確定申告書のコピー(職種が書いてあるものが望ましい)や、業種の確認できる証明書などを添付していただきます。国保運営に欠かせない重要な調査ですので皆様のご協力をお願いします。



## 接骨院・整骨院の正しいかき方

### 保険証が使える場合

- 外傷性のねん挫・打撲(スポーツなどでのねん挫など)
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当のあとの施術には、医師の同意が必要です)

### 保険証が使えない場合

- 日常生活における単純な筋肉疲労、肩こり、筋肉痛、腰痛など
- 病気(神経痛・リウマチ・関節炎等)による凝りや痛み
- 症状の改善がみられない長期の施術
- スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

## 平成24年(1月～12月) 国保保険料年額早見表

▼昨年1年間に納めた国民健康保険料は確定申告の際、社会保険料控除として全額、所得からの控除が認められていますので忘れずに申告しましょう。

■【1年間を通じて家族の加入・脱退や住所の都内・都外の変更、介護保険第2号被保険者に該当(40歳)や・非該当(65歳)となる方、後期高齢者医療制度へ移行(75歳到達)した方がいない世帯】

次の「1. 医療給付分保険料・後期高齢者支援金分保険料《年額》」と、介護保険第2号被保険者の該当となる方がいる場合は、「2. 介護納付金分保険料《年額》」の合計額が年間保険料となります。

### 1. 医療給付分保険料・後期高齢者支援金分保険料《年額》(都内居住者)

年齢(※)	組合員のみ	組合員+家族1人	組合員+家族2人	組合員+家族3人	組合員+家族4人以上
19歳以下	60,000	111,600	163,200	214,800	266,400
20歳	87,000	138,600	190,200	241,800	293,400
21～24歳	96,000	147,600	199,200	250,800	302,400
25歳	123,000	174,600	226,200	277,800	329,400
26～29歳	132,000	183,600	235,200	286,800	338,400
30歳	169,800	221,400	273,000	324,600	376,200
31～74歳	182,400	234,000	285,600	337,200	388,800
75歳以上	6,000	57,600	109,200	160,800	212,400

### (都外居住者)

年齢(※)	組合員のみ	組合員+家族1人	組合員+家族2人	組合員+家族3人	組合員+家族4人以上
19歳以下	84,000	140,400	196,800	253,200	309,600
20歳	111,000	167,400	223,800	280,200	336,600
21～24歳	120,000	176,400	232,800	289,200	345,600
25歳	147,000	203,400	259,800	316,200	372,600
26～29歳	156,000	212,400	268,800	325,200	381,600
30歳	193,800	250,200	306,600	363,000	419,400
31～74歳	206,400	262,800	319,200	375,600	432,000
75歳以上	6,000	62,400	118,800	175,200	231,600

※年齢は組合員の平成24年4月1日の満年齢。保険料区分が変わる年齢(20歳、25歳、30歳)では、3月分までと4月分以降で、保険料が変わります。

### 2. 介護納付金分保険料《年額》(都内・都外在住者とも)

40歳以上65歳未満の組合員・家族数	1人	2人	3人	4人
年 額	24,000	48,000	72,000	96,000

■【家族の異動や住所変更(都内⇔都外)、介護保険第2号被保険者に該当または非該当、新たに後期高齢者医療制度の適用となった方(75歳到達者)がいる世帯】

家族の異動や住所の都内、都外が変わったときは、その月から保険料が変わりますので、次の表を使って計算し、これに介護保険第2号被保険者に該当する方がいる場合は、「2. 介護納付金分保険料《年額》」又は、「2. 介護納付金分保険料《月額》」から計算して加えます。

### 1. 医療給付分保険料・後期高齢者支援金分保険料《月額》

組合員年齢	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～74歳	75歳以上
都内組合員	5,000	8,000	11,000	15,200	500
// の家族	4,300				
都外組合員	7,000	10,000	13,000	17,200	500
// の家族	4,700				

◇組合員(75歳に到達する組合員を除く)の保険料は4月1日の満年齢で判定します。  
◇家族の保険料は4人目まで賦課し、5人目以降は無料です。  
◇平成24年中に75歳に到達した方(昭和12年生まれの方)は、誕生日の属する月の前月分まで保険料をいただきます。組合員として残る場合は月額500円となります。75歳に到達した家族は残ることはできません。

### 2. 介護納付金分保険料《月額》(都内・都外在住者とも)

40歳以上65歳未満の組合員・家族数	1人	2人	3人	4人
年 額	2,000	4,000	6,000	8,000

◇対象となるのは、40歳の誕生日の前日の月から65歳の誕生日の前日の月までです。